

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部  
法務・法人局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目次

### 告 示

- 道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課） 19
- 知事権限に係る保安林の指定の解除……………（治山課） 19
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課） 19
- 知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課） 19
- 道路の区域の変更及び供用の開始……………（維持管理防災課） 20

### 総合振興局告示及び振興局告示

- 特定調達契約に係る入札の公告…………… 20

### 道警察本部告示

- 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正…………… 21

## 告 示

### 北海道告示第781号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成30年12月12日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成30年12月11日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
日向	農業用排水施設、区画整理	北海道空知総合振興局
広尾第1	区画整理、暗渠排水	北海道十勝総合振興局

### 北海道告示第782号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成30年12月11日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 函館市白尻町722（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅  
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 北海道告示第783号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成30年12月11日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 枝幸郡中頓別町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 解除の理由 道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び中頓別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 北海道告示第784号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年12月11日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 白老郡白老町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び白老町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 北海道告示第785号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成30年12月11日

北海道知事 高橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
茅沼鉦山泊線 北海道後志総合振興局 小樽建設管理部	古宇郡泊村大字茅沼村214番3 地先(河川敷地)から 同郡泊村大字茅沼村896番地先 まで	前  後	5.50mから 8.00mまで  5.50mから 8.20mまで	82.32m  82.32m	—  —
長流枝内木野停車場線 北海道十勝総合振興局 帯広建設管理部	河東郡音更町字下土幌北5線東 46番1地先から 同郡音更町字下土幌北5線東46 番8地先まで	前  後	20.20mから 26.23mまで  20.20mから 26.23mまで	100.00m  100.00m	道道帯広浦幌線 重複 L=15.4m  道道帯広浦幌線 重複 L=15.4m

### 総合振興局告示及び振興局告示

#### 北海道上川総合振興局告示第162号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年12月11日

北海道上川総合振興局長 佐藤 卓也

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 乗用自動車 1台（交換契約により乗用自動車1台を契約の相手方に供し、乗用自動車1台を契約の相手方から調達する。）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期日 平成31年3月28日（木）
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第

15号に規定する物品の購入の資格を有すること。

- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成30年12月11日（火）から平成31年1月10日（木）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、平成30年12月31日、平成31年1月2日及び同月3日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号  
北海道上川総合振興局総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道上川総合振興局総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎3階入札室（送付による場合は、郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川総合振興局総務課）

- (2) 入札日時 平成31年1月17日（木）午前10時30分（送付による場合は、同月16日（水）午後5時までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告  
平成30年3月6日付け北海道上川総合振興局告示第46号

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。  
なお、北海道上川総合振興局のホームページ (<http://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatu-buppin.htm>)  
においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道上川総合振興局総務課
- (2) 所 在 地 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号
- (3) 電 話 番 号 0166-46-5907

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Car 1
- B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., January 17, 2019  
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., January 16, 2019)
- C Contact : Administrative Division, Kamikawa General Subprefectural Bureau,  
Hokkaido Government, Nagayama 6-jo 19-chome 1-1, Asahikawa, Hokkaido 079-8610  
Japan  
Phone : 0166-46-5907

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第522号

昭和43年北海道警察本部告示第23号（交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区）の一部を次のように改正する。

平成30年12月11日

北海道警察本部長 和 田 昭 夫

別表旭川方面旭川東警察署の部東旭川の項所管区の欄を次のように改める。

旭川市東旭川北1条1丁目から8丁目まで、東旭川北2条1丁目、東旭川北2条5丁目から7丁目まで、東旭川北3条5丁目及び6丁目、東旭川南1条1丁目から8丁目まで、東旭川南2条1丁目から6丁目まで（4丁目及び5丁目欠）、豊岡4条から豊岡12条までの11丁目、東旭川町上兵村（北海道旅客鉄道株式会社石北本線以北の道道鷹栖東神楽線以東を除く。）、東旭川町下兵村並びに東旭川町日ノ出の一部（南端道路以南）

別表旭川方面旭川東警察署の部旭山の項所管区の欄を次のように改める。

同 工業団地1条から工業団地4条までの1丁目から3丁目まで、工業団地5条2丁目及び3丁目、東旭川町上兵村の一部（北海道旅客鉄道株式会社石北本線以北の道道鷹栖東神楽線以東）、東旭川町倉沼、東旭川町桜岡、東旭川町豊田、東旭川町東桜岡、東旭川町日ノ出（南端道路以南を除く。）、東旭川町瑞穂並びに東旭川町米原

別表旭川方面留萌警察署の部大和田の項を次のように改める。

		潮 静	同 潮静3丁目146番地	同 大和田1丁目から3丁目まで、潮静及び南町の1丁目から4丁目まで、大字留萌村並びに大字留萌村字アイトシナイ、字エトウエンベツ沢、字エラウシナイ、字川上、字ヌプリケシュオマップ、字ポロユートロマツ、字ポロユードルマップ、字メンコ、字ユードロ、字ユードロマップ、字留萌、字ルモイ及び字留萌原野
--	--	-----	--------------	---